

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【四半期会計期間】 第108期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社 北日本銀行

【英訳名】 The Kita-Nippon Bank , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 佐藤 安紀

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

【電話番号】 盛岡(019)653局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 柴田 克洋

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目8番地
株式会社北日本銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3294局0151番

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長兼東京事務所長 樋澤 正光

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社北日本銀行 仙台支店
(宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号)
株式会社北日本銀行 東京支店
(東京都千代田区神田錦町一丁目8番地)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	13,783	13,178	12,645	27,438	26,444
連結経常利益	百万円	1,709	1,798	1,428	2,517	2,782
連結中間純利益	百万円	1,048	943	1,022		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				1,552	4,437
連結中間包括利益	百万円		259	1,288		
連結包括利益	百万円					6,279
連結純資産額	百万円	52,409	53,668	47,988	53,968	46,871
連結総資産額	百万円	1,189,198	1,216,943	1,314,351	1,205,969	1,220,907
1株当たり純資産額	円	6,034.39	6,272.18	5,608.72	6,214.38	5,477.99
1株当たり中間純利益金額	円	120.75	109.22	119.50		
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円				178.83	516.31
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円					
自己資本比率	%	4.4	4.4	3.7	4.5	3.8
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.89	10.40	9.65	10.19	9.61
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,414	1,481	25,149	27,151	46,212
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	27,883	985	51,386	40,433	23,279
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	262	532	171	525	790
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	36,358	34,246	30,017	34,283	56,426
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,058 [338]	1,041 [335]	1,052 [326]	1,036 [341]	1,010 [335]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成21年度中間連結会計期間、平成22年度中間連結会計期間、第23年度中間連結会計期間及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないので記載しておりません。また、平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		平成21年 9月	平成22年 9月	平成23年 9月	平成22年 3月	平成23年 3月
経常収益	百万円	12,476	11,921	11,395	24,895	23,734
経常利益	百万円	1,612	1,681	1,345	2,300	2,518
中間純利益	百万円	963	885	973		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				1,460	4,511
資本金	百万円	7,761	7,761	7,761	7,761	7,761
発行済株式総数	千株	8,793	8,793	8,793	8,793	8,793
純資産額	百万円	51,093	52,287	46,541	52,644	45,473
総資産額	百万円	1,187,834	1,215,827	1,313,399	1,204,380	1,219,711
預金残高	百万円	1,107,648	1,135,409	1,239,230	1,123,064	1,149,878
貸出金残高	百万円	836,510	847,551	846,111	855,756	851,260
有価証券残高	百万円	222,034	235,376	307,523	235,365	256,780
1株当たり中間純利益金額	円	110.99	102.57	113.75		
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円				168.22	524.96
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円					
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円					
1株当たり配当額	円	30.00	30.00	25.00	60.00	50.00
自己資本比率	%	4.3	4.3	3.5	4.4	3.7
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.71	10.21	9.46	10.02	9.42
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	980 [220]	966 [229]	976 [220]	959 [225]	936 [227]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第106期中(平成21年9月)、第107期中(平成22年9月)、第108期中(平成23年9月)及び第106期(平成22年3月)の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないので記載していません。また、第107期(平成23年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

5 第106期中(平成21年9月)及び第107期中(平成22年9月)の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した当行グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。また、新たに発生した事業等のリスクに係る事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績

当第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日～平成23年9月30日)のわが国経済をみますと、前半は東日本大震災の影響により国内景気は生産や輸出が急激に落ち込み停滞しましたが、生産施設やサプライチェーンの急速な復旧により生産や輸出は夏場以降、供給面の制約がほぼ解消するなかで、回復の動きが明確となり、震災前の水準までほぼ持ち直しました。個人消費は震災直後の自粛ムードが徐々に緩和し、公共投資は震災復旧関連で増加基調になりましたが、設備投資は企業業績の悪化懸念から投資の先送りなど慎重姿勢が続きました。株価(日経平均)は、米国株価の動向等を背景に一時10千円台まで上昇しましたが、その後米経済指標の下振れや欧州の財政不安を背景とした欧米株価の下落により、足元では8千円台半ばで推移しました。

岩手県内経済をみますと、前半は大震災の影響により生産活動が大幅に低下し、個人消費も自粛ムードや商品不足などから減少傾向となるなど、全体的に停滞感が広がりました。夏場以降、個人消費は震災に伴う生活再建用品などの需要増で一部に好調な動きがみられましたが総じて動きが弱く、設備投資も慎重姿勢が続き、住宅投資も低水準で推移しました。一方、生産活動は内陸部の生産施設やサプライチェーンの急速な復旧から震災前の水準近くまで回復し、公共投資は震災復旧関連工事で増加基調になるなど持ち直しの動きとなりました。また、農業においては、水稲は夏場の好天に恵まれ順調な育成となり、野菜は震災などによる農作業の遅れに加え、天候不順による影響から出荷数量は前年を下回ったものの、出荷金額は品薄傾向から高値基調となり前年を上回りました。漁業は大震災により壊滅的な被害を受け、多くの漁船や養殖施設が流され生産額のほぼ全額が失われました。夏場以降、一部の魚市場で定置網漁の本格水揚げが始まるなど、水産業全体の復旧・復興に向け少しずつ前進してきました。

このような経済情勢のもと、当行グループは役職員一致協力して地域の復興に向け全力で取り組み、地域に密着した営業活動を推進し、資産の効率的な運用、諸費用の削減及び資産内容の一層の健全化を図ってきた結果、次のような業績を収めることができました。

経常収益は、貸出金利回りの低下により資金運用収益が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間比533百万円減少して12,645百万円となりました。一方、経常費用は、預金金利引き下げに伴う支払利息の減少や経費の圧縮により前第2四半期連結累計期間比164百万円減少しました。その結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比370百万円減少して1,428百万円となりましたが、法人税等が減少したことなどにより、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比79百万円増加して1,022百万円となりました。

セグメント毎の損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益が貸出金利息の減少を主因に前第2四半期連結累計期間比523百万円減少して11,385百万円、セグメント利益である経常利益が経常収益の減少に伴い前第2四半期連結累計期間比336百万円減少して1,346百万円となりました。「その他」の経常収益が前第2四半期連結累計期間比と変わらず1,443百万円、セグメント利益である経常利益がリース業関連売上原価の増加などにより前第2四半期連結累計期間比28百万円減少して94百万円となりました。

財政状態

預金残高は、個人預金の堅調な積み上げに加え、義援金や保険金を中心とした震災関連による増加もあり、前連結会計年度末比891億円増加して1兆2,376億円となりました。

貸出金残高は、住宅ローンが引き続き順調に増加し、また、震災に伴う復興資金などにより事業性貸出金も順調に推移したものの、地方公共団体向けの貸出金が減少したことなどから、前連結会計年度末比54億円減少して8,417億円となりました。

有価証券残高については、国債及び社債を中心に安定収益確保に努めるとともに、市場の金利動向に留意しながら慎重な資金運用を図りました結果、国債を中心に債券での運用残高が増加したことから、前連結会計年度末比507億円増加して3,065億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間における資金運用収支は貸出金利回りの低下により資金運用収益が減少したことから前第2四半期連結累計期間比190百万円減少して9,071百万円、役務取引等収支は保険窓販手数料の減少などにより前第2四半期連結累計期間比23百万円減少して130百万円、その他業務収支は国債等債券償却の増加などにより前第2四半期連結累計期間比71百万円減少して128百万円となりました。

国内業務部門の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比216百万円減少して9,012百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比22百万円減少して127万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比74百万円減少して120百万円となりました。

国際業務部門の資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比27百万円増加して59百万円、役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比変わらず3百万円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比2百万円増加して7百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	9,228	32	9,261
	当第2四半期連結累計期間	9,012	59	9,071
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	10,277	46	10,310
	当第2四半期連結累計期間	9,764	76	9,823
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,049	13	1,049
	当第2四半期連結累計期間	751	17	751
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	149	3	153
	当第2四半期連結累計期間	127	3	130
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,241	5	1,246
	当第2四半期連結累計期間	1,191	4	1,196
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,091	1	1,093
	当第2四半期連結累計期間	1,064	1	1,065
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	194	5	199
	当第2四半期連結累計期間	120	7	128
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,279	5	1,284
	当第2四半期連結累計期間	1,288	7	1,296
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	1,085		1,085
	当第2四半期連結累計期間	1,168		1,168

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間2百万円、当第2四半期連結累計期間0百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間における役務取引等収益は、保険窓販手数料の減少などにより、前第2四半期連結累計期間比50百万円減少して1,196百万円、役務取引等費用はローン保証料の減少などにより前第2四半期連結累計期間比28百万円減少して1,065百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,241	5	1,246
	当第2四半期連結累計期間	1,191	4	1,196
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	280		280
	当第2四半期連結累計期間	274		274
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	437	5	442
	当第2四半期連結累計期間	421	4	426
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	1		1
	当第2四半期連結累計期間	0		0
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	43		43
	当第2四半期連結累計期間	36		36
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	18		18
	当第2四半期連結累計期間	18		18
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	6	0	6
	当第2四半期連結累計期間	5	0	5
うち投資信託取扱業務	前第2四半期連結累計期間	92		92
	当第2四半期連結累計期間	124		124
うち保険窓販業務	前第2四半期連結累計期間	174		174
	当第2四半期連結累計期間	132		132
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,091	1	1,093
	当第2四半期連結累計期間	1,064	1	1,065
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	79	1	80
	当第2四半期連結累計期間	75	1	77
うちローン保証料等	前第2四半期連結累計期間	898		898
	当第2四半期連結累計期間	874		874

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,133,278	676	1,133,955
	当第2四半期連結会計期間	1,236,752	896	1,237,649
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	410,620		410,620
	当第2四半期連結会計期間	511,028		511,028
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	719,271		719,271
	当第2四半期連結会計期間	721,146		721,146
うちその他	前第2四半期連結会計期間	3,386	676	4,063
	当第2四半期連結会計期間	4,578	896	5,474
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間			
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,133,278	676	1,133,955
	当第2四半期連結会計期間	1,236,752	896	1,237,649

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	843,387	100.00	841,753	100.00
製造業	61,211	7.26	63,093	7.49
農業、林業	1,124	0.13	1,141	0.14
漁業	1,138	0.13	832	0.10
鉱業、採石業、砂利採取業	324	0.04	281	0.03
建設業	35,045	4.16	35,116	4.17
電気・ガス・熱供給・水道業	974	0.12	2,924	0.35
情報通信業	3,626	0.43	3,431	0.41
運輸業、郵便業	14,835	1.76	12,526	1.49
卸売業、小売業	88,691	10.52	87,563	10.40
金融業、保険業	43,531	5.16	44,522	5.29
不動産業、物品賃貸業	68,101	8.07	62,357	7.41
各種サービス業	111,550	13.23	112,534	13.37
地方公共団体	92,382	10.95	100,339	11.92
その他	320,848	38.04	315,088	37.43
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	843,387		841,753	

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比264億円減少して、300億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンが増加したものの預金が増加したことなどから251億円の収入となり、前第2四半期連結累計期間比236億円増加いたしました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などから513億円の支出となり、前第2四半期連結累計期間比504億円減少いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などから1億円の支出となり、前第2四半期連結累計期間比3億円増加いたしました。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	9,289	9,048	241
経費(除く臨時処理分)	6,915	6,742	173
人件費	3,187	3,088	99
物件費	3,334	3,295	39
税金	393	357	36
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	2,374	2,305	69
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,374	2,305	69
一般貸倒引当金繰入額	30	218	248
業務純益	2,404	2,087	317
うち債券関係損益	16	37	53
臨時損益	723	742	19
株式等関係損益	98	97	195
不良債権処理額	777	758	19
貸出金償却	372	410	38
個別貸倒引当金繰入額	404	340	64
債権売却損		7	7
償却債権取立益		154	154
その他臨時損益	44	41	3
経常利益	1,681	1,345	336
特別損益	186	254	68
うち固定資産処分損益	38	43	5
税引前中間純利益	1,494	1,090	404
法人税、住民税及び事業税	18	15	3
法人税等調整額	591	101	490
法人税等合計	609	117	492
中間純利益	885	973	88

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1)資金運用利回	1.80	1.62	0.18
(イ)貸出金利回	2.15	2.00	0.15
(ロ)有価証券利回	1.02	0.95	0.07
(2)資金調達原価	1.42	1.26	0.16
(イ)預金等利回	0.17	0.11	0.06
(ロ)外部負債利回	2.79	2.79	0.00
(3)総資金利鞘	-	0.38	0.36

(注) 1 「国内業務部門」とは、円建対非居住者取引を除く円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	9.02	9.99	0.97
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	9.02	9.99	0.97
業務純益ベース	9.14	9.05	0.09
中間純利益ベース	3.36	4.21	0.85

(注) ROEの算出式は、「(業務純益(中間純利益) ÷ 183 × 365) ÷ ((期首純資産(除く新株予約権) + 期末純資産(除く新株予約権)) ÷ 2) × 100」としております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,135,409	1,239,230	103,821
預金(平残)	1,109,142	1,177,348	68,206
貸出金(未残)	847,551	846,111	1,440
貸出金(平残)	834,670	835,853	1,183

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	886,169	940,950	54,781
法人	248,563	297,383	48,820
合計	1,134,733	1,238,333	103,600

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	294,799	294,115	684
住宅ローン残高	277,173	277,852	679
その他ローン残高	17,625	16,263	1,362

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	647,623	621,435	26,188
総貸出金残高	百万円	847,551	846,111	1,440
中小企業等貸出金比率	/ %	76.41	73.44	2.97
中小企業等貸出先件数	件	72,809	68,520	4,289
総貸出先件数	件	72,984	68,718	4,266
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.76	99.71	0.05

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等でありませ

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状				
保証	2,131	6,411	2,056	6,173
計	2,131	6,411	2,056	6,173

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日	
		金額(百万円)	金額(百万円)	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,761	7,761	
	うち非累積的永久優先株			
	新株式申込証拠金			
	資本剰余金	4,989	4,989	
	利益剰余金	38,232	33,679	
	自己株式()	781	782	
	自己株式申込証拠金			
	社外流出予定額()	256	213	
	その他有価証券の評価差損()			
	為替換算調整勘定			
	新株予約権	11	11	
	連結子法人等の少数株主持分			
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券			
	営業権相当額()			
	のれん相当額()			
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 ()			
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()			
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	49,956	45,445	
	繰延税金資産の控除金額()			
計 (A)	49,956	45,445		
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,880	3,688	
	一般貸倒引当金	3,417	6,937	
	負債性資本調達手段等	6,000	6,000	
	うち永久劣後債務(注2)			
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,000	6,000	
計	13,298	16,625		
うち自己資本への算入額	(B)	13,298	13,502	
控除項目	控除項目(注4)	(C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	63,255	58,947
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	564,267	567,830	
	オフ・バランス取引等項目	5,915	5,793	
	信用リスク・アセットの額	(E)	570,183	573,623
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G) / 8%	(F)	37,587	36,641
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	3,007	2,931
	計(E) + (F)	(H)	607,771	610,265
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.40	9.65	
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100(%)		8.21	7.44	

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	7,761	7,761
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	4,989	4,989
	その他資本剰余金		
	利益準備金	3,500	3,500
	その他利益剰余金	33,349	28,731
	その他		
	自己株式()	781	782
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	256	213
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権	11	11
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	48,575	43,997
	繰延税金資産の控除金額()		
計 (A)	48,575	43,997	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
うち海外特別目的会社の発行する優先 出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	3,880	3,688
	一般貸倒引当金	3,321	6,757
	負債性資本調達手段等	6,000	6,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,000	6,000
	計	13,202	16,446
うち自己資本への算入額 (B)	13,202	13,482	
控除項目	控除項目(注4) (C)		
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	61,777	57,480
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	562,645	565,955
	オフ・バランス取引等項目	5,915	5,793
	信用リスク・アセットの額 (E)	568,561	571,749
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	36,352	35,416
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	2,908	2,833
	計(E)+(F) (H)	604,913	607,166
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.21	9.46
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100(%)		8.03	7.24

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	103	105
危険債権	168	172
要管理債権	7	15
正常債権	8,274	8,243

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,793,776	8,793,776	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。 なお、完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あります。
計	8,793,776	8,793,776		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	-	8,793,776	-	7,761,103	-	4,989,212

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	746,100	8.48
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	462,909	5.26
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	299,900	3.41
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	183,600	2.08
北日本銀行従業員持株会	岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号	180,194	2.04
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	150,076	1.70
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	144,500	1.64
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	136,500	1.55
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	130,600	1.48
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	112,776	1.28
計		2,547,155	28.96

(注) 当行は、自己株式239,838株(発行済株式に対する所有株式数の割合は2.72%)を保有してはいますが、上記には記載していません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 239,800		単元株式数は100株であります。 なお、権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式でありま す。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,476,000	84,760	同上
単元未満株式	普通株式 77,976		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,793,776		
総株主の議決権		84,760	

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれておりま
す。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式38株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社北日本銀行	岩手県盛岡市 中央通一丁目6番7号	239,800		239,800	2.72
計		239,800		239,800	2.72

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はございません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、北光監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	57,833	36,354
コールローン及び買入手形	30,498	100,613
買入金銭債権	1,036	1,254
商品有価証券	53	53
金銭の信託	1,410	1,376
有価証券	6, 12 255,802	6, 12 306,545
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 847,202	1, 2, 3, 4, 5, 7 841,753
外国為替	5 218	5 289
リース債権及びリース投資資産	6 4,943	6 4,830
その他資産	6 4,487	6 4,124
有形固定資産	8, 9 17,907	8, 9 17,844
無形固定資産	1,401	1,100
繰延税金資産	8,996	8,791
支払承諾見返	6,198	6,173
貸倒引当金	17,083	16,755
資産の部合計	1,220,907	1,314,351
負債の部		
預金	6 1,148,458	6 1,237,649
借入金	6, 10 3,505	6, 10 3,496
外国為替	0	0
社債	11 3,000	11 3,000
その他負債	6,076	9,517
賞与引当金	352	313
退職給付引当金	2,324	2,286
役員退職慰労引当金	359	360
睡眠預金払戻損失引当金	45	48
ポイント引当金	7	6
災害損失引当金	207	100
再評価に係る繰延税金負債	8 3,499	8 3,409
支払承諾	6,198	6,173
負債の部合計	1,174,035	1,266,363
純資産の部		
資本金	7,761	7,761
資本剰余金	4,989	4,989
利益剰余金	32,696	33,679
自己株式	782	782
株主資本合計	44,664	45,647
その他有価証券評価差額金	2,723	2,456
土地再評価差額金	8 4,918	8 4,786
その他の包括利益累計額合計	2,194	2,329
新株予約権	11	11
純資産の部合計	46,871	47,988
負債及び純資産の部合計	1,220,907	1,314,351

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	13,178	12,645
資金運用収益	10,310	9,823
(うち貸出金利息)	9,054	8,425
(うち有価証券利息配当金)	1,211	1,344
役務取引等収益	1,246	1,196
その他業務収益	1,284	1,296
その他経常収益	336	¹ 328
経常費用	11,380	11,216
資金調達費用	1,051	752
(うち預金利息)	967	671
役務取引等費用	1,093	1,065
その他業務費用	1,085	1,168
営業経費	7,211	6,973
その他経常費用	² 938	² 1,256
経常利益	1,798	1,428
特別利益	195	-
償却債権取立益	166	-
その他の特別利益	³ 28	-
特別損失	381	254
固定資産処分損	38	43
減損損失	⁴ 205	⁴ 210
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	137	-
税金等調整前中間純利益	1,612	1,173
法人税、住民税及び事業税	40	35
法人税等調整額	629	116
法人税等合計	669	151
少数株主損益調整前中間純利益	943	1,022
中間純利益	943	1,022

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	943	1,022
その他の包括利益	683	266
その他有価証券評価差額金	683	266
中間包括利益	259	1,288
親会社株主に係る中間包括利益	259	1,288

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,761	7,761
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	7,761	7,761
資本剰余金		
当期首残高	4,989	4,989
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	4,989	4,989
利益剰余金		
当期首残高	37,453	32,696
当中間期変動額		
剰余金の配当	260	171
中間純利益	943	1,022
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	95	131
当中間期変動額合計	778	983
当中間期末残高	38,232	33,679
自己株式		
当期首残高	508	782
当中間期変動額		
自己株式の取得	272	0
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	272	0
当中間期末残高	781	782
株主資本合計		
当期首残高	49,695	44,664
当中間期変動額		
剰余金の配当	260	171
中間純利益	943	1,022
自己株式の取得	272	0
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	95	131
当中間期変動額合計	506	982
当中間期末残高	50,201	45,647

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	881	2,723
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	683	266
当中間期変動額合計	683	266
当中間期末残高	1,564	2,456
土地再評価差額金		
当期首残高	5,115	4,918
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	95	131
当中間期変動額合計	95	131
当中間期末残高	5,019	4,786
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,234	2,194
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	779	134
当中間期変動額合計	779	134
当中間期末残高	3,455	2,329
新株予約権		
当期首残高	39	11
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	27	0
当中間期変動額合計	27	0
当中間期末残高	11	11
純資産合計		
当期首残高	53,968	46,871
当中間期変動額		
剰余金の配当	260	171
中間純利益	943	1,022
自己株式の取得	272	0
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	95	131
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	806	134
当中間期変動額合計	300	1,116
当中間期末残高	53,668	47,988

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,612	1,173
減価償却費	712	679
減損損失	205	210
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	137	-
貸倒引当金の増減()	1,123	328
賞与引当金の増減額(は減少)	18	39
役員賞与引当金の増減額(は減少)	24	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	33	37
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	57	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	2	3
ポイント引当金の増減額(は減少)	2	1
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	94
資金運用収益	10,310	9,823
資金調達費用	1,051	752
有価証券関係損益()	174	101
金銭の信託の運用損益(は運用益)	1	32
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	38	43
貸出金の純増()減	8,638	5,448
預金の純増減()	12,002	89,190
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	43	9
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	397	4,929
コールローン等の純増()減	20,424	70,332
外国為替(資産)の純増()減	12	70
外国為替(負債)の純増減()	0	0
リース債権及びリース投資資産の純増()減	26	113
資金運用による収入	10,397	9,878
資金調達による支出	1,059	759
その他	246	4,021
小計	1,535	25,226
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	54	77
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,481	25,149
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	39,604	88,788
有価証券の売却による収入	14,772	16,438
有価証券の償還による収入	24,092	21,557
有形固定資産の取得による支出	214	508
有形固定資産の除却による支出	-	42
有形固定資産の売却による収入	-	6
無形固定資産の取得による支出	31	48
投資活動によるキャッシュ・フロー	985	51,386

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	3,000	-
劣後特約付社債の償還による支出	3,000	-
配当金の支払額	260	171
自己株式の取得による支出	272	0
自己株式の売却による収入	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	532	171
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	37	26,408
現金及び現金同等物の期首残高	34,283	56,426
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 34,246	1 30,017

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 連結子会社 3社 きたぎんビジネスサービス株式会社 きたぎんユーシー株式会社 きたぎんリース・システム株式会社
(2) 非連結子会社 なし

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 なし
(2) 持分法適用の関連会社 なし
(3) 持分法非適用の非連結子会社 なし
(4) 持分法非適用の関連会社 なし

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年 4月 1日
至 平成23年 9月30日)

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：12年～32年

その他：5年～20年

連結子会社の有形固定資産については、法定耐用年数に基づき主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、条件緩和債権等を有する債務者及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが出来る債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,050百万円（前連結会計年度末は16,392百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(10)ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
(11)災害損失引当金の計上基準 災害損失引当金は、東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当中間連結会計期間末における見積額を計上しております。
(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
(13)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。 また、当該リース債権及びリース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。
(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当中間連結会計期間末までに取引の実績はございません。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
(15)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(16)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
(17)税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は2,423百万円、延滞債権額は23,965百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は381百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は256百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,027百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,015百万円であります。</p>	<p>1 貸出金のうち、破綻先債権額は1,851百万円、延滞債権額は25,552百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,312百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は185百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,902百万円あります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,838百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,364百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>113百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,486百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>63百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,622百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は120百万円であります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,005百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが55,005百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	12,364百万円	リース債権及びリース投資資産	113百万円	預金	1,486百万円	借入金	63百万円	<p>6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>12,341百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>101百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>2,484百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>47百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,576百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は125百万円あります。</p> <p>7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、58,311百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが58,311百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	12,341百万円	リース債権及びリース投資資産	101百万円	預金	2,484百万円	借入金	47百万円
有価証券	12,364百万円																
リース債権及びリース投資資産	113百万円																
預金	1,486百万円																
借入金	63百万円																
有価証券	12,341百万円																
リース債権及びリース投資資産	101百万円																
預金	2,484百万円																
借入金	47百万円																

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,334百万円</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 12,044百万円</p> <p>10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p> <p>11 社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は120百万円であります。</p>	<p>8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,379百万円</p> <p>9 有形固定資産の減価償却累計額 12,119百万円</p> <p>10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p> <p>11 社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。</p> <p>12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は120百万円であります。</p>

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)					当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)				
<p>2 その他経常費用には、貸出金償却376百万円及び貸倒引当金繰入額395百万円を含んでおります。</p> <p>3 その他の特別利益は、新株予約権戻入益28百万円です。</p> <p>4 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額205百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>					<p>1 「その他経常収益」には、償却債権取立益154百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却412百万円及び貸倒引当金繰入額596百万円を含んでおります。</p> <p>4 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額210百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>				
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
稼働資産	岩手県内	営業店舗 2か所	土地	30	稼働資産	岩手県外	営業店舗 1か所	土地	210
稼働資産	岩手県外	営業店舗 2か所	土地 建物	174					
合計				205	合計				210
<p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>					<p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フロー見積額を5.0%で割り引いて算定しております。なお、重要性の乏しい不動産の正味売却価額については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>				

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,793			8,793	
合計	8,793			8,793	
自己株式					
普通株式	115	123	0	239	(注)1、2
合計	115	123	0	239	

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加123千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加123千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					11	
合計						11	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	260	30	平成22年3月31日	平成22年6月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月 12日取締役会	普通株式	256	その他利益 剰余金	30	平成22年9月30日	平成22年12月8日

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,793			8,793	
合計	8,793			8,793	
自己株式					
普通株式	239	0		239	(注)
合計	239	0		239	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての新 株予約権					11	
合計						11	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 6月29日 定時株主総会	普通株式	171	20	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月 11日取締役会	普通株式	213	その他利益 剰余金	25	平成23年 9月30日	平成23年12月 8日

[前へ](#) [次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年 9月30日現在	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年 9月30日現在
現金預け金勘定 35,756百万円	現金預け金勘定 36,354百万円
預け金(日銀預け金を除く) 1,510百万円	預け金(日銀預け金を除く) 6,336百万円
現金及び現金同等物 34,246百万円	現金及び現金同等物 30,017百万円

[前△](#) [次△](#)

(リース取引関係)

(借手側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1	1
1年超	1	1
合計	2	2

(貸手側)

ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
リース料債権部分	5,447	5,310
見積残存価額部分	41	57
受取利息相当額()	545	536
合計	4,943	4,830

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	リース債権	リース投資資産に 係るリース料債権部分	リース債権	リース投資資産に 係るリース料債権部分
1年以内		1,746		1,693
1年超2年以内		1,331		1,302
2年超3年以内		966		998
3年超4年以内		674		709
4年超5年以内		380		385
5年超		347		220
合計		5,447		5,310

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	57,833	57,833	0
(2)コールローン及び買入手形	30,498	30,498	
(3)商品有価証券			
売買目的有価証券	53	53	
(4)金銭の信託	1,410	1,410	
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	60,754	61,945	1,191
その他有価証券	193,704	193,704	
(6)貸出金	847,202		
貸倒引当金(＊)	16,353		
	830,848	840,376	9,528
資産計	1,175,103	1,185,822	10,719
預金	1,148,458	1,149,734	1,276
負債計	1,148,458	1,149,734	1,276

(＊)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債は、内部信用格付や保全情報をもとに信用リスクなどのリスク要因を反映させて見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリー・レートで割り引くことで時価を算定しております。

変動利付国債の時価において、市場価格と合理的に算定された価額との間に著しい乖離が生じ、市場価格が公正な評価額を示していないと判断されるものについては、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によった場合と比べ、満期保有目的の債券の時価は1,792百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、内部信用格付や債権の保全情報をもとに信用リスクなどのリスク要因を反映させて見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリー・レートで割り引くことで時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	627
組合出資金(*3)	716
合計	1,344

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	36,354	36,354	0
(2)コールローン及び買入手形	100,613	100,613	
(3)商品有価証券			
売買目的有価証券	53	53	
(4)金銭の信託	1,376	1,376	
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	59,363	60,325	961
その他有価証券	246,172	246,172	
(6)貸出金	841,753		
貸倒引当金（*）	16,090		
	825,663	837,058	11,394
資産計	1,269,597	1,281,954	12,356
預金	1,237,649	1,238,570	920
負債計	1,237,649	1,238,570	920

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債は、内部信用格付や保全情報をもとに信用リスクなどのリスク要因を反映させて見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリー・レートで割り引くことで時価を算定しております。

変動利付国債の時価において、市場価格と合理的に算定された価額との間に著しい乖離が生じ、市場価格が公正な評価額を示していないと判断されるものについては、合理的に算定された価額によっております。これにより、市場価格によった場合と比べ、満期保有目的の債券の時価は990百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、内部信用格付や債権の保全情報をもとに信用リスクなどのリスク要因を反映させて見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリー・レートで割り引くことで時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	627
組合出資金(*2)	381
合計	1,009

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	46,215	46,919	703
	地方債	8,730	9,091	361
	社債	3,318	3,451	132
	小計	58,264	59,462	1,198
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債			
	地方債	1,304	1,300	4
	社債	1,185	1,183	1
	小計	2,489	2,483	6
合計		60,754	61,945	1,191

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,977	1,504	472
	債券	107,697	106,266	1,431
	国債	56,303	55,796	506
	地方債	2,512	2,483	28
	社債	48,882	47,986	895
	その他	4,923	4,864	59
	小計	114,597	112,634	1,963
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,573	7,955	2,382
	債券	55,493	56,183	690
	国債	25,924	26,118	194
	地方債	11,823	12,093	270
	社債	17,745	17,971	225
	その他	18,039	20,156	2,117
	小計	79,106	84,296	5,189
合計		193,704	196,930	3,226

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、364百万円(うち、株式364百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落したもの、及び、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落したもので時価の回復可能性が認められないものとしております。

当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	40,038	40,458	419
	地方債	8,569	8,960	391
	社債	3,337	3,497	159
	小計	51,945	52,916	970
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	6,091	6,085	5
	地方債	1,201	1,198	2
	社債	124	124	0
	小計	7,417	7,408	8
合計		59,363	60,325	961

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,078	812	265
	債券	162,823	160,267	2,556
	国債	82,605	81,545	1,060
	地方債	13,511	13,236	274
	社債	66,706	65,484	1,221
	その他	3,663	3,611	51
	小計	167,564	164,691	2,873
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,315	9,177	2,861
	債券	45,067	45,175	108
	国債	17,058	17,077	18
	地方債	2,803	2,819	16
	社債	25,205	25,278	73
	その他	27,225	30,052	2,827
	小計	78,608	84,405	5,797
合計		246,172	249,097	2,924

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、79百万円(うち、株式9百万円、その他70百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落したものと、及び、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落したもので時価の回復可能性が認められないものとしております。

[前へ](#) [次へ](#)

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)
該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,723
その他有価証券	3,226
満期保有目的債券への振替分	503
(+)繰延税金資産	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,723
()少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,723

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,457
その他有価証券	2,924
満期保有目的債券への振替分	467
(+)繰延税金資産	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,456
()少数株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,456

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建				
	買建	8		0	0
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他	売建				
	買建				
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取固定・ 支払変動	貸出金及び預金	169	169	(注)
	受取変動・ 支払固定		7,531	7,531	
	合計				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金及び預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建				
	買建	32		0	0
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他					
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取固定・ 支払変動	貸出金及び預金	169	169	(注)
	受取変動・ 支払固定		6,901	6,901	
	合計				

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金及び預金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 2百万円
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

- 1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
- 2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	156百万円
その他増減額(は減少)	1百万円
期末残高	<u>157百万円</u>

当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社3社を基礎とした金融業におけるサービス別の事業セグメントから構成されており、事業セグメントのうち当行の銀行業務と連結子会社の銀行事務代行業務等を集約し、「銀行業」を報告セグメントとしております。

なお、銀行業では預金業務、貸出金業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務などを展開しております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注)2	合計
	銀行業		
経常収益			
外部顧客に対する経常収益	11,860	1,318	13,178
セグメント間の内部経常収益	48	124	172
計	11,908	1,443	13,351
セグメント利益	1,682	122	1,805
セグメント資産	1,215,958	8,069	1,224,028
セグメント負債	1,163,396	6,045	1,169,441
その他の項目			
減価償却費	693	18	712
資金運用収益	10,287	62	10,349
資金調達費用	1,046	37	1,084
貸倒引当金繰入額	373	20	394
貸出金償却	372	3	376
株式等償却	49		49
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	241	4	245

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース業及びクレジットカード業を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差額調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	金額
報告セグメント計	11,908
「その他」の区分の経常収益	1,443
セグメント間取引消去	172
中間連結損益計算書の経常収益	13,178

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額
(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,682
「その他」の区分の利益	122
セグメント間取引消去	6
中間連結損益計算書の経常利益	1,798

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額
(単位：百万円)

資産	金額
報告セグメント計	1,215,958
「その他」の区分の資産	8,069
セグメント間取引消去	7,084
中間連結貸借対照表の資産合計	1,216,943

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額
(単位：百万円)

負債	金額
報告セグメント計	1,163,396
「その他」の区分の負債	6,045
セグメント間取引消去	6,165
中間連結貸借対照表の負債合計	1,163,275

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額
(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	中間連結財務諸表計上額
減価償却費	693	18		712
資金運用収益	10,287	62	39	10,310
資金調達費用	1,046	37	33	1,051
貸倒引当金繰入額	373	20	0	395
貸出金償却	372	3		376
株式等償却	49			49
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	241	4		245

(注) 調整額は、セグメント間取引消去であります。

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社3社を基礎とした金融業におけるサービス別の事業セグメントから構成されており、事業セグメントのうち当行の銀行業務と連結子会社の銀行事務代行業務等を集約し、「銀行業」を報告セグメントとしております。

なお、銀行業では預金業務、貸出金業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務などを展開しております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業	(注) 2	
経常収益			
外部顧客に対する経常収益	11,338	1,306	12,645
セグメント間の内部経常収益	46	137	183
計	11,385	1,443	12,828
セグメント利益	1,346	94	1,441
セグメント資産	1,313,531	8,110	1,321,642
セグメント負債	1,266,715	6,015	1,272,731
その他の項目			
減価償却費	660	18	679
資金運用収益	9,815	45	9,861
資金調達費用	748	36	784
国債等債券償却	70		70
貸倒引当金繰入額	558	31	589
貸出金償却	410	2	412
債権売却損	7		7
株式等償却	9		9
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	551	6	557

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース業及びクレジットカード業を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差額調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	金額
報告セグメント計	11,385
「その他」の区分の経常収益	1,443
セグメント間取引消去	183
中間連結損益計算書の経常収益	12,645

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額
(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,346
「その他」の区分の利益	94
セグメント間取引消去	12
中間連結損益計算書の経常利益	1,428

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額
(単位：百万円)

資産	金額
報告セグメント計	1,313,531
「その他」の区分の資産	8,110
セグメント間取引消去	7,291
中間連結貸借対照表の資産合計	1,314,351

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額
(単位：百万円)

負債	金額
報告セグメント計	1,266,715
「その他」の区分の負債	6,015
セグメント間取引消去	6,367
中間連結貸借対照表の負債合計	1,266,363

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額
(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	中間連結財務諸表計上額
減価償却費	660	18		679
資金運用収益	9,815	45	37	9,823
資金調達費用	748	36	31	752
国債等債券償却	70			70
貸倒引当金繰入額	558	31	6	596
貸出金償却	410	2		412
債権売却損	7			7
株式等償却	9			9
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	551	6		557

(注) 調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	9,054	1,458	2,666	13,178

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の100%であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の100%であるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	8,425	1,428	2,790	12,645

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の100%であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の100%であるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	205		205

当中間連結会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計
	銀行業		
減損損失	210		210

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	5,477.99	5,608.72
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	46,871	47,988
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	11	11
(うち新株予約権)	百万円	11	11
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	46,859	47,976
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	8,554	8,553

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	109.22	119.50
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	943	1,022
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	943	1,022
普通株式の期中平均株式数	千株	8,634	8,554
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類 (新株予約権の数194個)	新株予約権1種類 (新株予約権の数190個)

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	57,783	36,304
コールローン	30,498	100,613
買入金銭債権	1,036	1,254
商品有価証券	53	53
金銭の信託	1,410	1,376
有価証券	1, 7, 13 256,780	1, 7, 13 307,523
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 851,260	2, 3, 4, 5, 6, 8 846,111
外国為替	6 218	6 289
その他資産	7 3,130	7 2,681
有形固定資産	9, 10 17,722	9, 10 17,663
無形固定資産	1,294	1,003
繰延税金資産	8,838	8,646
支払承諾見返	6,198	6,173
貸倒引当金	16,514	16,295
資産の部合計	1,219,711	1,313,399
負債の部		
預金	7 1,149,878	7 1,239,230
借入金	11 3,001	11 3,000
外国為替	0	0
社債	12 3,000	12 3,000
その他負債	5,423	8,986
未払法人税等	64	37
資産除去債務	157	151
その他の負債	5,201	8,798
賞与引当金	332	296
退職給付引当金	2,294	2,256
役員退職慰労引当金	355	355
睡眠預金払戻損失引当金	45	48
災害損失引当金	207	100
再評価に係る繰延税金負債	9 3,499	9 3,409
支払承諾	6,198	6,173
負債の部合計	1,174,238	1,266,858

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	7,761	7,761
資本剰余金	4,989	4,989
資本準備金	4,989	4,989
利益剰余金	31,298	32,232
利益準備金	3,500	3,500
その他利益剰余金	27,797	28,731
圧縮積立金	199	198
別途積立金	31,840	27,040
繰越利益剰余金	4,242	1,493
自己株式	782	782
株主資本合計	43,266	44,199
その他有価証券評価差額金	2,723	2,456
土地再評価差額金	9 4,918	9 4,786
評価・換算差額等合計	2,194	2,329
新株予約権	11	11
純資産の部合計	45,473	46,541
負債及び純資産の部合計	1,219,711	1,313,399

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	11,921	11,395
資金運用収益	10,287	9,815
(うち貸出金利息)	9,025	8,411
(うち有価証券利息配当金)	1,217	1,350
役務取引等収益	1,196	1,145
その他業務収益	81	86
その他経常収益	356	¹ 348
経常費用	10,240	10,050
資金調達費用	1,046	748
(うち預金利息)	967	672
役務取引等費用	1,171	1,135
その他業務費用	60	115
営業経費	² 7,054	² 6,838
その他経常費用	³ 907	³ 1,212
経常利益	1,681	1,345
特別利益	⁴ 195	-
特別損失	⁵ 381	⁵ 254
税引前中間純利益	1,494	1,090
法人税、住民税及び事業税	18	15
法人税等調整額	591	101
法人税等合計	609	117
中間純利益	885	973

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,761	7,761
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	7,761	7,761
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	4,989	4,989
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	4,989	4,989
資本剰余金合計		
当期首残高	4,989	4,989
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	4,989	4,989
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	3,500	3,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	3,500	3,500
その他利益剰余金		
圧縮積立金		
当期首残高	202	199
当中間期変動額		
圧縮積立金の取崩	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	201	198
別途積立金		
当期首残高	30,840	31,840
当中間期変動額		
別途積立金の積立	1,000	-
別途積立金の取崩	-	4,800
当中間期変動額合計	1,000	4,800
当中間期末残高	31,840	27,040
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,586	4,242
当中間期変動額		
剰余金の配当	260	171
圧縮積立金の取崩	1	1
別途積立金の積立	1,000	-
別途積立金の取崩	-	4,800
中間純利益	885	973
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	95	131
当中間期変動額合計	277	5,735
当中間期末残高	1,308	1,493

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	36,129	31,298
当中間期変動額		
剰余金の配当	260	171
圧縮積立金の取崩	-	-
別途積立金の積立	-	-
別途積立金の取崩	-	-
中間純利益	885	973
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	95	131
当中間期変動額合計	721	933
当中間期末残高	36,850	32,232
自己株式		
当期首残高	508	782
当中間期変動額		
自己株式の取得	272	0
自己株式の処分	0	-
当中間期変動額合計	272	0
当中間期末残高	781	782
株主資本合計		
当期首残高	48,371	43,266
当中間期変動額		
剰余金の配当	260	171
中間純利益	885	973
自己株式の取得	272	0
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	95	131
当中間期変動額合計	448	933
当中間期末残高	48,819	44,199
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	881	2,723
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	683	266
当中間期変動額合計	683	266
当中間期末残高	1,564	2,456
土地再評価差額金		
当期首残高	5,115	4,918
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	95	131
当中間期変動額合計	95	131
当中間期末残高	5,019	4,786
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,234	2,194
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	779	134
当中間期変動額合計	779	134
当中間期末残高	3,455	2,329

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
新株予約権		
当期首残高	39	11
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	27	0
当中間期変動額合計	27	0
当中間期末残高	11	11
純資産合計		
当期首残高	52,644	45,473
当中間期変動額		
剰余金の配当	260	171
中間純利益	885	973
自己株式の取得	272	0
自己株式の処分	0	-
土地再評価差額金の取崩	95	131
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	806	134
当中間期変動額合計	357	1,067
当中間期末残高	52,287	46,541

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：12年～32年 その他：5年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に区分した上で当該区分毎に貸倒実績率等に基づき発生が見込まれる損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。なお、条件緩和債権等を有する債務者及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが出来る債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,050百万円(前事業年度末は16,392百万円)であります。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p> <p>(6) 災害損失引当金の計上基準 災害損失引当金は、東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する費用または損失に備えるため、当中間会計期間末における見積額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当中間会計期間末までに取引の実績はございません。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	当中間会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1 関係会社の株式総額 979百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,417百万円、延滞債権額は23,911百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は379百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は256百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,965百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,015百万円であります。</p>	<p>1 関係会社の株式総額 979百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,842百万円、延滞債権額は25,501百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,307百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は185百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,837百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,838百万円であります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)												
<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">12,364百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">1,486百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,622百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は114百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、55,005百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが55,005百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	12,364百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,486百万円	<p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">12,341百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">2,484百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券25,576百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は119百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、58,311百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが58,311百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	12,341百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,484百万円
有価証券	12,364百万円												
担保資産に対応する債務													
預金	1,486百万円												
有価証券	12,341百万円												
担保資産に対応する債務													
預金	2,484百万円												

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,334百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 12,006百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円が含まれております。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は120百万円であります。</p>	<p>9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,379百万円</p> <p>10 有形固定資産の減価償却累計額 12,081百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,000百万円であります。</p> <p>12 社債は、劣後特約付社債3,000百万円であります。</p> <p>13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は120百万円であります。</p>

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)					当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)				
2 減価償却実施額は下記のとおりであります。					1 「その他経常収益」には、償却債権取立益154百万円を含んでおります。				
有形固定資産 339百万円					2 減価償却実施額は下記のとおりであります。				
無形固定資産 354百万円					有形固定資産 326百万円				
3 その他経常費用には、貸出金償却372百万円及び貸倒引当金繰入額373百万円を含んでおります。					無形固定資産 334百万円				
4 特別利益には、償却債権取立益166百万円を含んでおります。					3 その他経常費用には、貸出金償却410百万円及び貸倒引当金繰入額558百万円を含んでおります。				
5 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額205百万円を減損損失として特別損失に計上しております。					5 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額210百万円を減損損失として特別損失に計上しております。				
区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)	区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
稼働資産	岩手県内	営業店舗 2か所	土地	30	稼働資産	岩手県外	営業店舗 1か所	土地	210
稼働資産	岩手県外	営業店舗 2か所	土地 建物	174	合計				210
合計				205					
<p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>					<p>営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。</p> <p>当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フロー見積額を5.0%で割り引いて算定しております。なお、重要性の乏しい不動産の正味売却価額については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。</p>				

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	115	123	0	239	(注) 1、2
合計	115	123	0	239	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加123千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加123千株、単元未
満株式の買取りによる増加0千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	239	0		239	(注)
合計	239	0		239	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1	1
1年超	1	1
合計	2	2

[次へ](#)

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	979
合計	979

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	979
合計	979

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	156百万円
その他増減額(は減少)	1百万円
期末残高	<u>157百万円</u>

当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	102.57	113.75
(算定の基礎)			
中間純利益	百万円	885	973
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	885	973
普通株式の期中平均株式数	千株	8,634	8,554
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類 (新株予約権の数194個)	新株予約権1種類 (新株予約権の数190個)

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#)

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第108期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	213百万円
1株当たりの中間配当金	25円00銭
支払請求の効力発生日および支払開始日	平成23年12月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社北日本銀行
取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 明 哲

代表社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 政 徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社北日本銀行

取締役会 御中

北光監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 遠藤 明 哲

代表社員
業務執行社員

公認会計士 佐々木 政 徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。